

平成29年2月15日（水）

（お知らせ）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、大林・東亜・森本・フジタ・東武特定建設工事共同企業体、同企業体構成員、大林道路株式会社及び不二造園土木株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所

経理課

課長：前田、補佐：池田

TEL:024-573-7386

企画課

課長：遠藤、補佐：小田嶋

TEL:024-573-7594

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	大林・東亜・森本・フジタ・東武 特定建設工事共同企業体	(代表者 株式会社大林組) 東京都港区港南2-15-2
2	株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2
3	東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1
4	株式会社森本組	大阪府大阪市中央区南本町2-6-12
5	株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
6	東武建設株式会社	栃木県日光市大桑町138
7	大林道路株式会社	東京都千代田区猿樂町2-8-8
8	不二造園土木株式会社	茨城県土浦市佐野子655

2 指名停止措置期間：平成29年2月15日～平成29年2月28日(2週間)

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

大林・東亜・森本・フジタ・東武特定建設工事共同企業体(以下、「大林JV」とする。)が請け負っている平成26年度富岡町除染等工事(その3)において、平成28年11月3日、深谷仮置場内をバックホウに乗車し移動していた作業員が、50cm程度の段差においてバックホウに乗車したまま転倒して、バックホウと地面の間に挟まれ、死亡した。

当該事故は、担当者への指導が不足していたこと、作業手順書・重機作業計画書・作業指示書がなかったことなど、安全管理を怠ったために発生した事故である。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環国会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第7号に該当する。従って、本件については、2週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

